

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻104号 01/03 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659-0001 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 0797(32)1131
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650-0022 神戸市中央区元町通5-3-16 テーラービル3F

大阪高裁での控訴審が終結、 勝訴は揺るがず！判決日は未定 控訴人＝芦屋市教委は、新たな反論・立証を出来ず

去る一月二四日、大阪高裁で第三回の控訴審が開かれました。寒波襲来中にもかかわらず、救援会会員や兵高教組会員を中心に約三十名の方々が傍聴に駆けつけていただきました。今回は、双方からの陳述書と準備書面の提出を確認した後、「これで終結します。判決日は追って指定します」との裁判長の言で、結審しました。当初からの方針通りの早期結審の運びとなりました。市教委が控訴審で新たに主張、立証できたものは何もありませんでした。判決が覆る材料は皆無です。裁判長が判決期日を確定しなかったのは裁判資料が膨大であるため、判決文作成に必要な日数が確定できなかったためではないかと考えられます。高裁判決の引き延ばしを謀る芦屋市教委に対して、早期結審は私たちが求めていたことですから、予断を許さず、一日も早い原審の確定のために、高裁の判決を見守っていきたいと思います。

一方、一月二七日に、第四回目の芦屋市学校教育審議会が開かれました。この審議会は、第一回目は公開したものの「市立芦屋高校のあり方（実は市芦の存廃問題）」を議題とした第二回目と第三回目を非公開とし、密室の中で結論を急ぐ姿勢を露わにし、この二回の会議で、「市立芦屋高校のあり方」論議を非公開のうちに終わらせました。わずか二回の会議で「市芦廃校」の結論をでっち上げようとするのですから、拙速もいいところです。まともな意見の交換もなく、「カネ」と「少子化」だけを金科玉条とする強引な論法がまかり通っています。しかも、芦屋市の財政危機という「カネ」の問題は、汚職の舞台となった土木費の極端な膨張が原因なのです。審議会の姿勢の中には、子どもの命を論議しているのだという真摯さはまったくうかがえません。およそ「教育」を論議するというレベルの会議ではありません。（次ページへ続く）

も／く／じ

市芦救援会ホームページ <http://homepage1.nifty.com/i-kyuenkai/>
Eメールアドレス i-kyuenkai@nifty.com

大阪高裁控訴審終結、勝訴は揺るがず！・・・・・・・・・・救援会事務局・・・・・・ 1
芦屋市はぼろぼろ、市芦高校裁判敗訴の後は汚職摘発・・・・・・公判傍聴記・・・・・・ 2
勝利判決を確信！・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公判傍聴記・・・・・・ 3
裁判敗訴後の市芦高校「廃校」の謀略・・・・・・・・・・・・公判傍聴記・・・・・・ 3
転任処分取消請求控訴事件 準備書面・・・・・・・・・・・・弁護団・・・・・・ 5
懲戒処分取消請求控訴事件 陳述書・・・・・・・・・・・・市芦 吉村士郎・・・・ 8
市芦高校廃校に反対する取り組みが始まります。詳細は次号から！

続いており、今回の事件にも現れている。

奇しくも、市芦の組合潰しをした芦屋市教育委員(長)が今の市長北村春江。北村市長は九五年には市教委時代からの側近の小林(元管理部長)を助役に抜擢して市幹部中枢を身内で固め、さらに震災復興事業のためにと助役二人制にし、「市長自ら願ひ出て」国から二人目の助役として富田を受け入れた。

富田助役には「特定の業者との関係を指摘する文書が出回るなど、癒着のうわさが絶えなかった」にもかかわらず、行政手腕のない北村市長は富田助役に頼り切り、土木行政の実権を富田助役に譲り渡してしまっていた。「特定のひと付き合っている」と話を聞いたので注意した」と釈明しているが、この発言には何の信憑性もなく、むしろ北村市長は富田助役を擁護していたという噂すらある。

それが、今回最悪の結果を生み、ついには司直の及ぶところとなった。必然のシナリオである。

こうした流れを汲む教育委員会が、自らの教育行政を真摯に反省することはない。神戸地裁による違法との指弾にも、彼ら教育委員は何の痛みも感じていない。松本・北村一家は芦屋市行政に君臨し、その身内である教育委員は、自らは何の痛みも被害も被らない無責任体制の

上にあぐらをかいて、違法処分を肯定し続けている。

芦屋市教委は、上級審の判決が出る前に、すみやかに神戸地裁の判決に従って、5人の先生方を現場に戻さなければならぬ。

勝利判決を確信！

「これで終結します。」裁判長の一言はとてもあつけないものだった。開廷してからほんの二、三分のことだった。当初から高裁は短期間で終わるだろうと言われていた。それでも二、三年はかかると思っていただけに、半年で結審というのは正直うれしい。そしてホッとした。大きな解放感である。甘いと言われるかもしれないが、改めて神戸地裁に続いて、高裁での勝利を確信した。

今回、市教委は現管理部長を証人に申請していた。彼の証人陳述書を読んでみると、これまで私達を市芦に帰せなかった大きな理由は、阪神大震災があつたからだという。いいわけにもならない理由がぐだぐだと述べられている。彼が証人で出てくるようなことがあつたらとんだ赤恥をかくところだった。一番ホッとしているのは彼だったかもしれない。

先般、教育委員会で高裁結審の報告があつたらしい。管理部長が市教委にとって分が悪いという内容の報告をしたと言ふ。これを聞いた二人の女性教育委員(稲畑汀子、朝日千尺)は負けたときは最高裁まで行くように進言したらしい。この二人は北村春江市長のお気に入りである。

今回、傍聴席最前列に支援する会の中川先生が座っておられた。神戸地裁ではいつも玉本先生が座っておられた場所である。

今、判決が待ち遠しい。そして玉本先生の一周忌には高裁勝利報告ができることを願っている。

B生

裁判敗訴の後の市芦高校「廃校」の謀略

市芦分会は市教委を通して芦屋市教育審議会の公開を強く求めてきた。その結果、第一回審議会では「原則公開」を認めさせ、組合員が審議会を傍聴した。しかし、この会は諮問事項の説明といったあまり内容のないものであつた。しかし、そこで早くも審議会の本性が暴露された。教育委員会で決定され諮問書に記載されていた諮問内容は「今後の市芦高校のあり方」であつたにもかかわらず、

ようやく公開された今回の「芦屋学区の通学区域の見直しについて」の第四回審議会は、芦屋市教委事務局からの高校「教育改革」に関する説明が始まりました。兵庫県教委発行のパンフレット「兵庫の高等学校が変わります」を福井中学校教育部長が読みあげるだけの説明に審議時間九〇分のうちの五十分も費やされました。司会の会長井野が委員に質問を求めても、あまりの無内容に質問も出ず、委員長自ら補足説明につとめるというありさまでした。まるで市教委と審議会会長の出来合レースです。芦教組選出委員の「震災後の公立志向がふえている中で、市芦高校の存続と芦屋の子どもの進路について市教委はどう考えているのか」という現場を代表する意見も、企業の社長を中心にした思いつきの放談、雑談という雰囲気になかなか消されていくのが腹立たしい限りでした。

このあと審議会は傍聴人を退出させ、次回もまた非公開にすることを決めました。公開するにはあまりに恥ずかしい議論の中身を恥じたのでしょうか。過去二回の審議会にもまして、空疎で無責任な審議会のあり方をリードしているのは北村市長の命を受けた市教委そのものです。当然会長とも通じているのでしょう。

行政手腕のない北村市長は富田助役を



結審後の集会

頼り切つて、住民無視の「震災復興」を強引に進めてきました。そして、実権を手中に収めた富田助役は「震災復興」を名目とした膨大な「土木事業」(予算の三分の一を越える)を食い物にし、収賄容疑で逮捕されました。

「市芦廃校」を目論む市長も取り巻きの市会議員も事件の幕引きに懸命です。中央、地方をとわない政治の荒廃とその中で翻弄される教育の現在に激しい憤りをおぼえます。

教育を汚職にまみれた土木事業の犠牲にさせない。私たちはあくまでも芦屋学区の存続と市芦高校の存続を求めます。(救援会事務局)

【公判傍聴記】

芦屋市、市芦裁判敗訴の後は汚職摘発

一月一九日、芦屋市発注の震災復興工事をめぐり富田邦裕芦屋市助役が兵庫県警に収賄容疑で逮捕された。この事件のニュースを見て、思い出すことがある。

八二年一〇月一四日、市芦前田和夫校長は、新潟で開かれた全国都市立校長会に出席と偽って領収書を偽造し、出張旅費と参加費を横領した。

しかし、領収書が二セ物であることが発覚し、横領していた五万円を戻入した。この二セ領収書は当時の小林剛明管理部長に渡り、彼も知ることとなった。

ところが、市教委は前田校長に何らの処分もせず知らぬ存ぜぬで押し通してしまつた。

その一方で八六年九月から、市芦分会は、松本壽男教育長とその手下である小林管理部長、前田和夫校長・井上進教頭らの手によって、凄まじいまでの不当労働行為、組合潰しの攻撃にさらされた。

管理職の公金横領にはほっかばりして「なあなあ」ですまし、他方、市芦分会には組合憎しと組合員の懲戒処分を皮切りに強制配転などの処分を想像を絶する弾圧を仕掛けてきた。身内の不正には甘く組合などの批判者には弾圧という体質

会社社長森教育委員長は「市芦高校の存廃も含めて論議して欲しい」「市芦高校に関する審議会の答申は一〇〇%実行する」と発言した。本来教育委員会が審議すべき内容であり、教育委員長の立場を利用した越権行為だ。同席した三浦教育長もその発言を容認している。後に市芦高校分会がそのことを事務局に指摘したところ、「議会では最大限尊重すると発言しているのだから正しい」と修正しているが、既に本性は見えてきている。

森教育委員長の越権発言を利用して、井野審議会会長は「市芦高校の存廃問題を優先して審議する」と断言した。市教委と審議会会長が組んだまさにイカサマであった。以後、井野会長が審議会を居丈高に引き回す。会の終わりに、たまりかねた市芦高校卒業である審議委員の一人が発言した。「市芦高校の存廃問題と言うが、審議会では存続を前提にした市芦高校のあり方を審議して欲しい。」「井野会長は無視して会を進行させた。

その後の審議会の論議が注目されたが市芦高校問題に関する第二回、第三回の審議会は非公開とされた。聞くところによると、井野会長の引き回しにも関わらず「市芦高校廃校」は過半数を得ていない。井野会長は「廃校」の答申を書くために「匿名にすれば廃校意見を出しやすくだろう」と匿名による意見回収をはか

っているとか。これは審議会にも公開されないのだろうか。会長が好き放題答申を書けることになる。こんな非民主的な審議会が許されて良いはずがない。私たちは、審議会委員一人一人の公開された責任ある意見を求める。

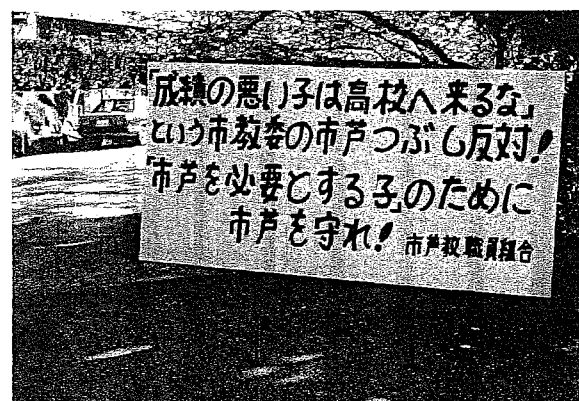
公開された第四回審議会でもこんな場面があった。「私たちには学区問題はよく分からない。教育委員会の方で案を出して欲しい」と審議会委員が発言したのである。無責任にもほどがあるが、審議会が芦屋市、芦屋市教委の傀儡でしかないというのを露呈した一場面であった。しかし、無責任で不活発な議論ともいえない出し合い話の中で、保護者から聞き取った切実な意見も紹介されている。「専門的(特色ある)学校といっても、これは一部の子どものだけの問題。ほとんどの保護者は、子どもが地域の普通科の高校へ入学できるかどうかを一番心配している。」「これも、井野会長によって無視され、最後に、またしても森教育委員長が、「子どもが行きたい学校に行くというのが原点」という幻想を振りまく空虚な言葉が響き渡った。

彼らは、一部の裕福で成績のいい子どもしか目に入っていない。教育行政における教育論議というものはそんなものではないはずだ。

「教育改革!」「市芦高校廃校、神戸

第一学区へ!」と叫んでいた市会議員が、今回の富田芦屋市助役と行動を共にして汚職に深く関与している可能性が高いとして警察から事情聴取を受け、今は何故か市議会を欠席し続けている(もちろん理由は「入院療養中」)。そんな奴らの作り出した土木事業による赤字や「教育改革」によって市芦高校をつぶさせてはならないし、子どもたちの進路を塞いではならない。

C生
(一九八六年一〇月の市芦教育破壊反対の立て看板)



平成一一年(行コ)第一五号
転任処分取消請求控訴事件
準備書面

(控訴人の平成一二年一月二一日付準備書面(三)に対する反論)

一 控訴人は、右書面において、原判決が本件各処分を不当労働行為と判断した一つの理由とした「本件処分後の経過」、即ち「被控訴人らの一部が市芦高校に復帰するまでに長期間を要しており、また被控訴人らの一部が市芦高校に転任復帰していないこと」について、反論を試みている。

しかしながら、控訴人の右主張は、以下述べるとおり、逆に本件各処分を不当労働行為性を一層明確にするものとなっている。

二 「県・市交流」一対一交流」について

1 右書面における控訴人の主張の最大のポイントとは、「県・市交流」一対一交流」という「基本原則がある」とする点である。即ち、「被控訴人らの一部が市芦高校に復帰するまでに長期間を要しており、また被控訴人らの一部が市芦高校に転

任復帰していない」最大の理由が、「県・市交流」一対一交流という基本原則」であるというのである。

しかしながら、右の「県・市交流」一対一交流基本原則」なるものについては、既に芦屋市公平委員会及び原審において十分論議され、その結果、原判決において、「被告は、潮見克郎教諭を採用したのは県立高校との県市交流のためであったと主張するが、県立高校の採用試験合格者を市芦高において新規採用をすることの必要性が過員解消のそれを上回る程度のものであったとは認め難い」と明確に認定されているところである。

2 そもそも控訴人が、原審以来、「県・市交流」一対一交流の原則」なる主張をしてきた趣旨は、被控訴人鈴木に対する転任処分について、被控訴人らが、学期途中の異常な時期における転任である等その処分の必要性がない旨を主張してきたことに對し、控訴人がその「必要性」を根拠付けるための一つの理由として主張していた。

(中略)
ところが、本件についての芦屋市公平委員会における審理においても、また原審においても、控訴人は

右のいずれの根拠も明確にすることができなかった。その結果、原判決の認定に至ったのである。

3 とりわけ控訴人が右書面で強調する「一対一交流」については、芦屋市公平委員会においても、原審においても、控訴人はこれを根拠付けることはできないままであった。既に被控訴人が原審において主張しているように、公平委員会において本件処分時の校長であった前田証人は、この「一対一交流」なる「原則」をまともに説明することすらできなかったのである。即ち、同人は、「県立高校の教員と市立高校教員の交流」と説明する(乙A一四、P二七)かと思えば、混乱のあげく、「県から紹介された人」を採用することも「県市交流」であると説明するに至ったのである(乙A一五、P六)。そして、現実には、本件処分の前年度の一九八五年(昭和六〇年)度においては、中川(社会科)、掛井(数学科)、豊田(保健体育科)、宇崎(英語科)及び井上(英語科)の五名が県立高校に転出してゐるのに、「県からの転入」は県教委の新規採用予定名簿に登録されていた星野(数学科)と、芦屋市内の中学教員であった車谷(保健体育

科)の二名に過ぎなかった(甲三二)。右の事実が的確に示しているように、控訴人の言う「一対一交流」なる「原則」は事実としても存在していなかったことが既に明らかにされていたのであった。

(中略)

4 従って、今回の控訴人らの書面における「一対一交流原則」を根拠とした主張も全く意味がない、と断ぜざるを得ない。

のみならず、控訴人らの当審における右書面での主張内容は、右「一対一交流原則」なるものが存在していなかったことを一層明らかにしている。

例えば、「英語科」の「平成二年四月異動」においては、井本・伊賀崎両名が退職し、「県の教員採用試験に合格していた岡村裕見子教諭」が新規に採用されている(右準備書面P四)。「平成三年四月異動」においては、「交流」なしに「県採用の川原徹也教諭」が新規に採用されている(同P五、六)。更に、「平成二年四月異動」においては、「芝崎万記子教諭が県立高校へ転出」し、「県によるとりきりとなった」と言うのである(同P一二)。これらの事実を控訴人自ら主張しな

がら、「一対一交流原則」との関係には全く触れていない。控訴人は一体どのように整合性を図ろうというのであるのか。何らの説明なしに「県によるとりきり」と臆面もなく主張するところからして、既に控訴人においても「一対一交流原則」の主張を放棄したものと見なさざるを得ない。

控訴人の主張において、矛盾の極まるところは、英語科の「平成六年四月異動」の個所である。控訴人の主張の要旨は次のとおりである。「県採用の岡村裕見子教諭が平成二年二月末に一身上の都合で退職」し、「既に県・市交流の対象者として県において予定されていた」「明日しおり教諭」が市芦高に採用された、というのである(同P七)。右の岡村教諭は一九九三年(平成五年)一月に結婚退職しており、この段階で市芦高校において英語科で一名の欠員が生じていた。従って、本来は被控訴人森村の復帰が検討されるところである。ところが、控訴人は、「既に県・市交流の対象者として県において予定されていた明日しおり教諭」を市芦高校に新規採用しているのである。もし右の点を「一対一交流原則」から

説明するとすれば、芦屋市から県への異動がなければならぬ。要は「芦屋市によるとりきり」とでも説明するのであるのか。

「県によるとりきり」「芦屋市におけるとりきり」を自ら認める以上、「一対一交流原則」など「原則」とは程遠い。

右に指摘した点は、右控訴人の準備書面における一部である。他の全について同様の反論は容易にすることができる。要は市芦高校における人事異動において「県・市交流」「一対一交流の原則」など存在しなかったことが控訴人の主張においても明らかにされたということができる。のみならず、右のとおり、例えば英語科においては被控訴人森村を市芦高校に復帰させる機会があったにもかかわらず、控訴人は何らの理由なく復帰をさせなかったことが明らかとなったのである。

5 因みに、原判決は「被告の昭和六一年度の異動方針」において、「市外人事交流」として「交流は一対一を原則とする」と記載されている旨指摘しているもので、この点について若干付言する。

右の「異動方針」、正確には「昭和六一年度芦屋市公立学校教職員異

動方針」(甲一〇六の二)において

は、「市外人事交流」という項目において、「本人の希望及び他市町の実状等を勘案し、市外との人事交流の促進に努める。交流は一対一を原則とする。」旨の記載がある。これに比し、甲第二一八号証「昭和六二年度芦屋市立高等学校教職員異動方針」には、同年(一九八七年)度の本件市芦高校の人事異動方針のみが記載されている(同年度から市芦高校については別に異動方針が定められた)。その「市外人事交流」の項目においては、「本人の希望及び他市町の実状等を勘案し、市外との人事交流の促進に努める。」とのみ記載され、「交流は一対一を原則とする」との記載はない。即ち、甲第一〇六号証の二における「交流は一対一を原則とする」との記載は、その趣旨からして小中学校の教員(県費負担教員)における異動方針であり、であるからこそ「他市町の実情等を勘案し」と記載され、「県」の記載がないのである。

右のとおり、市芦高校における人事異動において、「県・市交流」「一対一交流の原則」を右の甲第一〇六号証の二を根拠とすることはできない。

三 その他の点について

1 控訴人は、右準備書面においても「震災という突発的な事態のために本来予定されていた人事異動がなし得なかった」旨主張する。しかしながら、控訴人の主張のいずれを見ても、具体的に本件被控訴人らの市芦高校への復帰に関し、直接震災と関連するような事情は何ら述べられていない。

控訴人は、「平成七年度の人事異動は、阪神・淡路大震災の影響を受け異例なものとなった。：市芦高にあつては、新入生を含む生徒に対する震災の身体的・精神的ケアに対応等に配慮した人事異動が行われた」と、震災直後の市芦高校の人事異動方針に触れている。ところが、その方針にも関わらず、この年、教職五年目の原田教諭を県へ転出させた上、ベテランの教職経験豊かな被控訴人森村を市芦高校へ復帰させずに、県の教員採用試験を合格していた高田氏を新任の教諭として採用している。その上、同年その年の一〇月には同被控訴人を公民館へ再異動しているのである。この事実を見ても、「震災故の特別の人事異動」等がなされた形跡はなく、それまでと同じく市芦高校において新規に教員

を採用する一方で、被控訴人らを教育現場に戻さない意図的な措置が取られ続けたのである。

右の「震災」を口実とした控訴人の主張は、牽強附会の極みと言わねばならない。

2 また、本件処分後の経過として、控訴人は、各被控訴人らが配置された職場における事情、そして、市芦高校における事情を様々記載している。

しかし、いずれの記載を見ても、一見して空虚な内容であり、控訴人の主張を実質的に根拠付けけるものとは到底なり得ていない。

一例を挙げれば、控訴人が、市芦高校の教員を異動させることができなかった、として主張している内容がある。即ち、被控訴人らを市芦高校に復帰させる上での「交換要員」が、市芦高校においてそれぞれ「重責を担っていた」とする主張である。被控訴人らは、本件転任処分後の違法不当性について、処分の対象とされた各当事者が如何に市芦高校において必要不可欠な存在であったか、如何に重責を担ってきたか、を主張してきた。もし、今回の書面において控訴人が主張しているような事情により市芦高校の教員を異動で

きなかった、とするならば、それ以上本件各被控訴人らを異動させることはできなかったはずである。ことに、被控訴人鈴木については、学期途中である一〇月一日付の異動である。この異常な時期における異動を正当化しようとすれば余程の事情が必要であろう。しかし、控訴人はこの点については未だに「通常の人事異動の時期」としか主張し得ないのである。この一点からして、控訴人の右の点についての主張は全くの空論と言うほかない。

四
以上のとおり、控訴人の主張はいずれの点を見ても、原判決を有効に批判するものとは到底言い得ず、控訴理由はない。(中略)

速やかに本件控訴を棄却されるよう求める次第である。

以上

平成十一年(行コ)第一六号
懲戒処分取消請求控訴事件

陳述書

市芦分会 吉村士郎

一、芦屋市立芦屋高校(以下「市芦高」という)における略歴

所属をはずされ、一九八九(平成元)年度には障害者解放研究会顧問もはずされて保健安全担当を命ぜられ、進路指導部を兼任させられた。以後、一九八九(平成元)年から一九九五(平成七)年までの七年にわたって進路指導部の仕事の分掌を命じられた。

本件懲戒処分の翌年(一九八七年)から市芦高の教員の無計画とも思える転出入が激しくなり、そのため、多くの教員が困惑させられることになった。

私の場合でいうと、一九九六(平成八)年度、一学年の担任をしていた英語科教員が彼らを卒業させることなく突然転出したため、急にその穴埋めとして二学年の学級担任を命ぜられたり、一九九九(平成一一)年度には、一学年から二学年までを担任していた英語科教員が急に転出したため、旧担任の穴埋めとして、その年度は全く授業を担当していなかった三学年の担任を突然命じられた。前年度(一九九八年度)、学年所属からはずされて初めて担当させられた教務部から、授業で生徒たちと全く顔を合わせるのではない学年のクラス担任に命じられ、クラスの指導や生徒の指導に困惑しながらの担任であった。高校卒業時の進路指導を考えて学級担任は一学年から三

私は、一九七四(昭和四九)年五月に、市芦高の社会科教諭として採用された。この年の四月、市芦高は公立全日制普通科高校として全国で初めて、地元中学校障害児学級に在籍していた知的障害を持つ生徒の入学を認め、芦屋市教育委員会(以下「市教委」という)はそのための条件整備を行うこととなった。日本の公教育において画期的な出来事であった。

私の採用は、市芦高で始まる障害者教育のための条件整備の一環としての採用であった。採用にあたっての面接選考において、市教委の当時の管理部長は、「市芦高に通う生徒の多くは、家庭環境においても学力面においても、しんどい生徒が多いが、教師としてやりがいのある学校だと思ってい

る。市芦高に骨を埋めるつもりでがんばってほしい」と話され、教育への意気込みが伝わり、これからの教員としての仕事に大きな緊張を感じた。

赴任後、市芦高での私の校務分掌は、教科担当のほか別表のとおりである。

赴任当初から自ら出した校務分掌に対する希望が尊重されて、私は障害者教育の中核的分掌である障害者解放研究会の顧問を一五年間にわたって分掌した。障害者解放研究会は本校に在籍

学年まで持ち上ることを原則としてきた「教育改革」まえの市芦高では考えられない、教育活動の継続性への配慮と合理性を欠いた校務分掌の任命である。このような一貫性のない学校運営に嫌気がさしたため、担任した生徒を卒業させることなく転出していく教員が続いたのである。教員全員の総意で校務分掌が決められていた「教育改革」以前では考えられないことであった。

二、組合の役員歴

私は市芦高に赴任すると同時に芦屋市立高等学校教職員組合に加入して、一九八四(昭和五九)年度以降、現在まで同組合の執行委員を務めている。この間、一九八四(昭和五九)年度と一九八七(昭和六二)年度および一九八九(平成元)年は、前記組合執行委員と同時に上部組織である兵庫県高等学校教職員組合西阪神支部執行委員も務めた。

三、支部執行委員会への出席について

一九八六(昭和六一)年度までは、勤務時間の弾力的運用により、支部執行委員会への出席について、学校として配慮がなされていた。具体的には、支部執行委員会が開かれる毎週火曜日

する、障害を持つ生徒が集うクラブで、学校は重要な教育活動の一環として位置づけており、彼ら障害を持つ生徒たちが毎日の学校生活の中で出会う様々な課題を一つひとつ解決してゆくための拠点として、無くてはならない会であった。この顧問は担任や学年と密接な連携によって教育活動をしていたため、必ず学年に所属し、その活動を行っていた。

学年とは、学年の生徒たちをクラスを越えて指導する教員集団の単位で、当該学年を担当するクラス担任はもちろんのこと教科担任や各部担当者によって構成されていた。日常的に生徒に関する情報交換を密にし、一人ひとりの生徒の指導方針を話し合い、点検しあい、授業・クラス・クラブ活動を含むあらゆる分野を通じて総合的に生徒を指導するための教員集団であって、この学年教員集団が実質的な教育活動を担っていた。

ところがその後、一九八六(昭和六一)年七月に就任した松本壽男教育長による悪しき「教育改革」によって、市芦高への知的障害者の入学が認められなくなったこと、校務分掌が本人の希望を全く尊重しない校長独断による任命制になったことにより、私はまず一九八七(昭和六二)年度には学年

の午後は、支部執行委員の授業の時間割を空け(甲八九号証の一六)、他の曜日、時間にわりふることや当該日の諸会議(職員会議、学年会議等)については帰校して参加するなど、校務に支障をきたさないような配慮がなされていた。

このようなやり方は、私が組合員になった当時から、市教委や校長の同意を得て行われてきたものであり、一九八六(昭和六一)年度も時間割上の配慮が行われており、一九八六(昭和六一)年五月一五日付文書が出されるまでは全く問題とされたことはなかった。

四、支部執行委員会への出席について、被控訴人とのような交渉が行われていたか

一九八五(昭和六〇)年五月八日、私は、組合執行委員として市教委との交渉に参加している。その折り、「年休(年次有給休暇)」を出して支部執行委員会へ参加してもらえないか」との意向が市教委から示されたが、「闘争速報」(甲九〇号証)のとおり、その時は継続して交渉することになり、当面は現行どおりでいくことで合意した。そのことは、私を含めて組合員全員が認識していた。

五、一九八七（昭和六二）年度からは、どのように変わったか。

一九八七（昭和六二）年度からは年次有給休暇を使って参加するようになる。一九八六（昭和六一）年度までは授業に支障をきたさないように、時間割が作成されていた。一九八七（昭和六二）年度以降、そうした配慮が無いため（甲三七号証の吉村）、年休届けを出したとしても授業への影響が避けられず、支部執行委員会への参加が困難になった。

六、一九八六（昭和六一）年当時の勤務時間の割り振りについて

一九八五（昭和六〇）年度及び一九八六（昭和六一）年度の組合執行委員の挨拶の折り、さらに一九八六（昭和六一）年四月一日の職員会議で、前田校長は勤務時間の割り振りを伝えたと言言しているが、そのすべてに出席していた私は、勤務時間の割り振りについて一言たりとも聞いていない。

私は、一九七四（昭和四九）年に市芦高に採用されてから、一九八六（昭和六一）年九月一日までの間に、勤務時間の割り振りについては管理職から聞いたことがない。

勤務時間の割り振りが、突然職員に

伝えられたのは一九八六（昭和六一）年九月一日の職員会議であり、その会議においては、ほとんどすべての職員から一方的な割り振りについて批判の声が起こり、組合との交渉事項などの抗議がなされた。前田校長は、この職員会議で職員の質問に答えて、「これは予告である」とこと、「後日、実施時期は連絡する」とこと、「それまでは従来どおりである」とことを確認している。

登校拒否の生徒の担任は、朝早くから家庭訪問し、昼休みは各担任が生徒を呼びだして面談し、放課後は、家庭訪問で親と話し合い、あるいは生徒指導に奔走し、学年会議・職員会議が相次いだのが市芦高教員の勤務実態である。このような勤務を実現するためには、勤務時間の弾力的運用が不可欠であったため、勤務時間を一律に定めなという弾力的運用が慣行として継続されてきたのである。

九月一日に校長から伝えられた勤務時間の割り振りが実行に移されるのは、一二月八日からであった。一二月四日に勤務時間の割り振りに関する初めての市教委からの組合に対する提案と交渉があつて、その結果一部修正されたが、合意のないまま実行に移されることになったのである。その間に河

村・深澤両先生への本件懲戒処分があった。

七、一九八六（昭和六一）年までの出張する場合の手続きについて

夜遅くまで学校に残ったの教材づくりや保護者の帰宅を待っての家庭訪問など、校長が命令できない時間帯・勤務内容の教育活動や出張が臨機応変且つ自主的に行われ、それが市芦高の教育活動を支えていた。

市芦高教員の出張の多くは、生徒たちの就学条件整備（奨学金支給申請）や高校卒業後の進路の開拓（企業訪問や大学、短大、専門学校訪問）、あるいは家庭訪問や緊急の生徒指導等であった。これらに関わる出張は、慣例的に各学年・各部の判断にゆだねられていて、その結果や経過についてはすぐに各学年・各部に報告され、その上で各学年・各部の責任で職員会議にも報告されていたから、職員会議に出席してまじめに聞いておれば校長・教頭を含めて全員が周知のことであり、従って慣例的に事後の出張旅費請求が承認されていた。

私は、市芦高に赴任するまで民間企業の営業職を二年間勤めたが、日常的な出張についてはすべて事後報告であった。手続きの問題ではなく、出張に

が今までもよる成果が大切なことであつたからである。民間の会社と公立学校とを同一レベルで語ることはできないとはいえ、とりわけ、教育活動には教員の自主性・創造性が不可欠であるから、市芦高赴任後の出張手続きの弾力的運用を知り、教員を信頼し、教育の自主性に依拠して教育活動が行われていることを大切なことだと強く感じた。

八、深澤・河村先生の「無断職場離脱」について

一九八四（昭和五九）年、一九八七（昭和六二）年、一九八九（平成元年）の三度、私は兵庫県高等学校教職員組合西阪神支部執行委員をつとめた。一九八四年は、私の時間割の火曜日の午後は空けられており、定期的に支部執行委員会に参加していた。そのことで管理職から注意や苦情を聞いたことはなかった。深澤・河村先生への支部執行委員会参加による「無断職場離脱」と同種の処分は、もちろん受けたことがない。

一九八六（昭和六一）年六月一三日（火）、障害者解放研究会所属の生徒の修学旅行扶助料の件で、尼崎市教育委員会へ奨学金係の深澤先生と障害者解放研究会顧問の私が同行するが、私の出張は認められているのに、深澤先

生の出張は不承認であり、そのことを「無断職場離脱」とする市教委の処分対象となつている。

また、同年七月八日（火）、障害者解放研究会所属生徒の教科の校外学習を深澤・鈴木・吉村の三名で実施した結果、鈴木・吉村を除いた深澤先生だけが、その日が支部執行委員会定休日（火曜日）のため、学校にいなかったことで「無断職場離脱」として処分対象になった。ところが、同年七月一日（金）の障害者解放研究会所属生徒の教科の校外学習で王子動物園へ出かけたときは、深澤先生と一緒にあったが、共に出張承認の扱いとなつていた。（甲一五号証）

同年八月になつてから深澤先生の何回かの出張が不承認となつていたことを知った。出張旅費の事後請求が不承認となることは市芦高では初めてのことであり、九月一日の職員会議で問題となった。「事後の届出による出張不承認は七月から」との前田校長の突然の説明に教員全員が納得できず、抗議した。従来どおりに事後提出され、既に承認していた教員の出張カードは承認印部分を修正液で白く塗りつぶすなど、突然の出張不承認を取り繕うために管理職はやつきとなつていた。

翌九月二日（火）、この日は支部執

行委員会が開かれる日であるが、一年生は夏休みの宿題調査のため午前中の授業であった。調査期間中の午後は自宅研修が市芦高での慣行として認められていた。市芦高だけでなく、県下の公立高校の多くがそうであった。深澤・河村先生と同じ一学年に所属する教員の多くは、私を含めて学校を離れていたが、河村・深澤両先生だけが、学校にいなかったということで「無断職場離脱」とされて処分対象となった。両名以外は誰一人、注意も処分も受けていない。

九、なぜ、控訴人両名のみが懲戒処分を受けたか

深澤・河村先生と行動を共にすることの多かった私であるが、深澤先生の出張に対しては不承認、私には承認、そして河村・深澤両先生の離校に対しては「無断職場離脱」として処分、私の離校に対しては注意も処分もなしであった。

一九八六（昭和六一）年五月十五日、支部執行委員会への従来の参加に對して、管理職による深澤先生への最初の注意文書が出された。六月一日以降、深澤先生は支部執行委員会への出席をとりやめ、他の執行委員がつまり六月一日（火）には西田先生、六

月一七日(火)には私吉村、六月二十四日(火)には森村先生が交代で出席したが(甲九一の一三)、他の執行委員には何の注意も処分もなかった。

二人の先生の行動は組合の方針に従った行動であり、従来の労使慣行にのっとった行動であった。組合は交渉による解決を求めていただけであって、河村・深澤両先生が特別に反抗的態度をとっていたという事実はない。にもかかわらず、二人の先生のみ処分したのは、二人が組合の中心であり、河村先生が分会長、深澤先生が書記長という組合の重要な影響力の大きい役割を引き受けていたからにはかならない。

十、松本教育長、小林管理部長時代の労使関係の特徴について

私が市芦高に赴任して以降、組合と市教委の交渉項目に大きく二本の柱があった。一つは、教員の労働条件についてであり、もう一つは生徒の就学保障と進路保障であった。交渉が重ねられ、市芦高に通う生徒の実態を熟知していく市教委は、教育のあるべき方向に最大の努力をしていた。私の採用にあたっての当時の管理部長の話は、その端的なあらわれであった。市芦高の現状にそくした勤務時間の弾力的な運用は、こうした生徒の教育権保障を中

心とした労使関係の中で長年にわたって自然に成立していたものである。

小林管理部長になってから、生徒の就学条件や教員の労働条件の改善に否定的な傾向が見られたが、組合との交渉には応じていた。

ところが、松本壽男教育長が就任した一九八六(昭和六一)年七月からは一切交渉が持たれることもなく、特に九月に入ってから組合から再三交渉を要求したにもかかわらず、河村・深澤両先生に停職処分が出される九月二十九日まで市教委は一切交渉に応じることはなかった。

市芦高の組合をつぶすことを公言する松本教育長の就任により、それまでの労使関係は一変させられた。その象徴が従来の慣行を無視した深澤・河村先生への処分であった。そこには、組合への敵意だけが満ちており、組合との交渉・話し合いによって解決を図ろうとする態度は微塵もなかった。組合敵視、組合弾圧、組合潰しの組合対策をその特徴としていた。

十一、松本教育長、小林管理部長以後の労使関係について

処分を継続、維持する点でいえば、市教委の対組合への基本方針に変更は見られない。違法、不当な処分を改め

ようとはしていない。その意味では、依然として組合を敵視する市教委としての体制に変化はないといえる。

しかしながら、処分以後に生じた問題については、組合との交渉により解決しようとする点で、大きく変化している。小林管理部長は賃金交渉の席にすら出てこなかったが、以後の管理部長(交渉事務責任者)はすべて交渉の席に着いている。現在では、例えば、週休二日制・週四〇時間労働の導入にさいして、勤務時間の変更、勤務時間の割り振りの変更については組合との交渉事項として、変更内容が市教委から事前に提案され、交渉で合意にいたらなければ交渉を継続し、交渉での結着に向けて双方の話し合いがなされているなど、通常の労使関係が維持され異常な組合攻撃は控えられている。

以上の通り、河村・深澤先生への懲戒処分は組合弾圧を意図した違法な処分であったことは明らかである。

二〇〇〇年十二月二〇日

大阪高等裁判所

第一民事部 御中